

議案第3号

交野市森林環境譲与税基金条例の制定について

交野市森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年2月21日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境譲与税を財源とする基金を設置したいため。

交野市森林環境譲与税基金条例案

交野市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を財源とし、森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費に充てるため、交野市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。